

避難所状況報告

避難所名

		現状と改善を要する事項	不足しているもの	避難所で解決できること	支援を要するもの
人的環境	スタッフ				
	居室				
物理的環境	トイレ				
	その他				
その他					

<視点>・避難所スタッフ・ボランティアの体調や苦情等
 ・感染症予防(手洗い、換気等)
 ・段差解消
 ・掃除
 ・栄養面(便秘対策、提供食料の温度、硬さ等の質)

栄養相談記録票

平成 年 月 日 () 担当者 ()

避難場所	氏名	性別	男・女
症状	年齢		
1腹痛 2便秘 3下痢 4発熱 5脱水 6その他() 7なし			
相談項目	1母子: 離乳食 乳幼児食 母性(妊産婦) 2生活習慣病: 高血圧 糖尿病 その他() 3その他の疾病: 風邪 アレルギー 便秘 下痢 その他() 4その他: 食欲不振 噛めない 飲み込めない むせる 経管栄養		
相談内容(具体的に)			
調理器具	数量	設置期間	炊き出しの状況
	電気炊飯器		1 ある 2 ない
	カセットコンロ		・頻度 毎日、週回、不規則
	電気ポット		・調理場所 避難所で作る
	トースター		配送される施設
	電子レンジ		団体名
その他		・主なメニュー	
水			
ガス			
避難所の状況・問題点等の特記事項			
今後希望するもの			

月 日 20時現在における避難住民の健康状態について

(人)

避難所名	避難者数	有症状者数	高血圧	発熱	頭痛	嘔吐	下痢	腹痛	食欲不振	不眠	不安	その他
七浦公民館												
本郷公民館												
旧門前町												
旧輪島市												
穴水町												
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

こころの相談票

<紹介>		記入者名(所属)	
ふりがな		紹介日時	平成19年 月 日
氏名		生年月日・歳	(歳)
気になること 心配なこと	*健康相談票の写しをつける 1 夜、眠れない 2 気分が落ち着かない 3 落ち着かずじっとしてられない 4 気分が沈みがちで憂鬱 5 何もやる気がしない 6 普段より疲れやすい 7 イライラし、さいななことで腹が立つ 6 その他(具体的に)		
特記事項			
相談予約日時	平成19年 月 日()午前・午後 : ~		
同行者:	手段:		
<結果>			
結果			
今後の方針	1 異常なし 2 経過観察 3 要医療(紹介先:)		
その後の留意点			
診察者名			

報告者職氏名: _____
 報告日時: 平成19年 月 日() 時 分
 活動場所: _____ 避難所・地区・仮設住宅

月日	時間 時分	活動内容	状況・結果・課題	従事者数・氏名

特記事項

項目	内容

栄養相談記録表(継続支援)

氏名 _____

月日	報告者	指導内容

月日	時間	報告者	対応・記録者	内容

避難所(巡回)栄養相談実施報告書

報告者氏名 _____

実施月日	平成19年 月 日()		実施場所
栄養相談 延べ件数	種別	件数	主たる指導内容
	乳幼児	件 []	
	糖尿病	件 []	
	高血圧	件 []	
	貧血	件 []	
	低栄養	件 []	
	便秘	件 []	
	肥満	件 []	
	その他	件 []	
食事に 関する 相談事項			今後必要と 思われる 課題
継続必要 な件数	件	感想	

避難所(巡回)栄養相談実施報告書

報告者氏名 _____

実施月日	平成 年 月 日(金)		実施場所
栄養相談 延べ件数	種別	件数	主たる指導内容
	乳幼児	件 []	
	糖尿病	件 []	
	高血圧	件 []	
	貧血	件 []	
	低栄養	件 []	
	便秘	件 []	
	肥満	件 []	
	その他	件 []	
食事に 関する 相談事項			今後必要と 思われる 課題
継続必要 な件数	件	感想	

(石川県栄養士会)

健康危機管理時の食生活支援に関する活動報告書

報告者：氏名 協働会(研・学・病・福・集・行・地)
報告日時：平成 年 月 日 () 時 分

活動状況

活動日	活動時間		宿泊	自家用車 使用回数	交通費等	
	開始～終了	合計 時間 分			交通手段/起点 終点	金額
/ ()	: ~ :			Kn		
:	: ~ :			Kn		
:	: ~ :			Kn		

月日	時間	活動内容	状況・結果・課題	従事者数・氏名

特記事項

項目	内容

栄養相談一覧表

No.	氏名	性別	年齢	相談所名	1 回目 結果		2 回目 結果		3 回目 結果	
					開始日時	終了日時	開始日時	終了日時	開始日時	終了日時

避難所における介護福祉士・ヘルパー活動日報 (修正 H19.4.11~)

避難所名				
活動年月日 平成 19 年 4 月 日 ()				
避難者数		要支援者数(高齢者)		実 人
担当者 (所属・氏名)				
活動内容	時間	ケアの内容		
		<ul style="list-style-type: none"> 個別対応 <ul style="list-style-type: none"> ケア内容 時間、回数等 集団対応 <ul style="list-style-type: none"> 介護予防の取り組み等 消毒 		
被災者の状況 (わかる範囲内で)	移動介助	要介助	実 名	その他(特記事項)
	認知症	見守り	実 名	
引継ぎ事項 気づいた点 (改善すべき点)				
本部への連絡事項				

配給食品チェック表

◆異常がないか確認してから配布してください。
◆すぐに食べ、残ったら廃棄するようご周知してください。

No	月日	配給した時間	食品名	個数	いつまで 食べられるか	製造者	避難所名		備 考
							県内	県外	
	/ /								

地震により被害を受けた営業施設のみなさまへ

営業再開にあたり、次のことに注意してください！

①施設・設備の清掃

- ・施設内を清掃し、ガラス片やほこり等を取り除いてください。
- ・床面、作業台、機械、器具等を洗浄してください。
- ・設備装置が正常に作動しているか確認してください。
- ・壁、床、戸が破損しているときには、合成樹脂製の板で区画するなどの応急的な措置をして、衛生的な場所で食品を扱ってください。

浴場の管理

- ・配管経路内の水を十分に放水してください。
- ・残留塩素が規定どおり検出していることを確認してから使用してください。

②使用水の点検

貯水槽を設置している場合は・・・

- ・破損等による外部からの汚染がないことを確認してください。
- (特に地下式貯水槽の場合は周辺の汚水槽等から汚染を受ける危険があります)

井戸水・湧水を使用している場合は・・・

- ・塩素注入機の点検と残留塩素濃度を測定して、適正に消毒されていることを確認してから使用してください。
- ・地震の影響により水質が変化している可能性があります。
- できるだけ早期に水質検査(27項目)を実施してください。

以下の場合には保健所に手続きが必要です

1. 施設を建て直したり、改修して営業する場合
2. 仮設店舗を設けて営業する場合
3. 営業を廃止する場合

お問い合わせ

柏崎地域振興局健康福祉部衛生環境課 (柏崎保健所)
電話：0257-22-4180 FAX：0257-22-4190

地震により被害を受けた食品営業施設のみなさまへ

営業再開にあたり、次のことに注意してください！

①施設・設備の清掃

- ・施設内を清掃し、ガラス片やほこり等を取り除いてください。
- ・床面、作業台、機械、器具等を洗浄してください。特に食品が直接触れる場所や器具は、消毒してから使用してください。
- ・温度計や加熱装置など故障していないか？、カッター、フィルターの破損がないか？、点検してください。
- ・壁、床、戸が破損しているときには、合成樹脂製の板で区画するなどの応急的な措置をして、衛生的な場所で食品を扱ってください。

②食品の廃棄

- ・容器包装が破損した食品
- ・ガラス片、ほこり、土砂、雨水などを被った食品
- ・停電で適切な温度で保存できなかった冷蔵、冷凍食品

③使用水の点検

貯水槽を設置している場合は・・・

- ・破損等による外部からの汚染がないことを確認してください。
- (特に地下式貯水槽の場合は周辺の汚水槽等から汚染を受ける危険があります)

井戸水・湧水を使用している場合は・・・

- ・塩素注入機の点検と残留塩素濃度を測定して、適正に消毒されていることを確認してから使用してください。
- ・地震の影響により水質が変化している可能性があります。
- できるだけ早期に水質検査(27項目)を実施してください。

以下の場合には保健所に手続きが必要です

1. 施設を建て直したり、改修して営業する場合
2. 仮設店舗を設けて営業する場合
3. 営業を廃止する場合

お問い合わせ

柏崎地域振興局健康福祉部衛生環境課 (柏崎保健所)
電話：0257-22-4180 FAX：0257-22-4190

地震により被害を受けた営業施設のみなさまへ

営業再開にあたり、次のことに注意してください！

①施設・設備の清掃

- ・施設内を清掃し、ガラス片やほこり等を取り除いてください。
- ・床面、作業台、機械、器具等を洗浄してください。
- ・設備装置が正常に作動しているか確認してください。
- ・壁、床、戸が破損しているときには、合成樹脂製の板で区画するなどの応急的な措置をして、衛生的な場所で作業を行ってください。

器具の消毒

- ・器具類は、規定された方法で消毒してから使用してください。

②使用水の点検

貯水槽を設置している場合は・・・

- ・破損等による外部からの汚染がないことを確認してください。
- (特に地下式貯水槽の場合は周辺の汚水槽等から汚染を受ける危険があります)

井戸水・湧水を使用している場合は・・・

- ・塩素注入機の点検と残留塩素濃度を測定して、適正に消毒されていることを確認してから使用してください。
- ・地震の影響により水質が変化している可能性があります。
- できるだけ早期に水質検査(27項目)を実施してください。

以下の場合には保健所に手続きが必要です

1. 施設を建て直したり、改修して営業する場合
2. 仮設店舗を設けて営業する場合
3. 営業を廃止する場合

お問い合わせ

柏崎地域振興局健康福祉部衛生環境課 (柏崎保健所)
電話：0257-22-4180 FAX：0257-22-4190

地震により被害を受けた給食調理施設のみなさまへ

給食の提供にあたり、次のことに注意してください！

①施設・設備の点検

- ・特に食品が直接触れる場所や器具は、消毒してから使用してください。
- ・温度計や加熱装置など故障していないか？、カッター、フィルターの破損がないか？点検してください。
- ・壁、床、戸が破損しているときには、合成樹脂製の板で区画するなどの応急的な措置をして、衛生的な場所で食品を扱ってください。

②食品の取扱い

- ・大量調理衛生管理マニュアルを遵守して、
- ・停電で適切な温度で保存できなかった冷蔵、冷凍食品

③使用水の点検

貯水槽を設置している場合は・・・

- ・破損等による外部からの汚染がないことを確認してください。
- (特に地下式貯水槽の場合は周辺の汚水槽等から汚染を受ける危険があります)

◎しばらくの間は、特に使用前の水の点検(臭い、色、濁り、残留塩素濃度)を徹底して行ってください。

お問い合わせ

* 8月10日までは、19時まで相談窓口を開設しています。
ご相談ください。

柏崎地域振興局健康福祉部衛生環境課 (柏崎保健所)
電話：0257-22-4180 FAX：0257-22-4190

食中毒に注意しましょう

暑い日が続き、避難生活も大変なことと思います。体が疲れて弱ってくるとおなかを壊しやすくなったり、体調をくずしやすくなります。

食中毒の起きやすい時期でもありますので、食事をされる時には以下のことに注意していただき、健康管理には十分気をつけてください。

最も大事なことは 手洗い！

食事の前、トイレの後は、手をよく洗い、備えつけのアルコールスプレーで消毒をしましょう。



食品には食べられる期限が決まっています！

配給された食品はいつまで食べられるかを確認してから食べてください。また、期限の過ぎた食品は、もったいないようですが、食べないようにしてください。



臭いなどに異常がないか確認して食べましょう！

配布する時に異常がないか確認していますが、弁当などは保存状態によっては傷みやすくなります。少しでもおかしいな、と思ったら避難所スタッフまで申し出てください。



柏崎保健所 衛生環境課 TEL 22-4180
柏崎食品衛生協会 TEL 24-1346

炊き出し施設の衛生管理ポイント

炊き出しへのご協力、お疲れ様です。

炊き出しによる食中毒の発生を防ぐため、調理従事者や食品の衛生管理に十分注意してください。

調理従事者の健康管理

体調不良の方、下痢をしている方、手指にキズや化膿傷がある方は、食品や原材料に直接触れる作業に従事しないで下さい。

手洗いの励行

調理前やトイレの後はもちろん
原材料に触った後
盛り付けやおにぎりを握る前

石けんと消毒薬(アルコール等)
を使用して手を洗いましょう。



調理器具の洗浄と消毒

調理器具は、使用后や作業が変わる度に、洗浄と消毒(アルコール殺菌等)を行ってください。

原材料に使用した器具をそのまま調理済みの食品用に使用しないでください。なお、アルコールは器具の水気を除き、乾燥した状態で使用してください。

提供食品は加熱調理品

食中毒防止の点から、提供する食品は加熱調理品としてください。

また、提供した食品の**検査**にご協力をお願いします。

※検査とは？

食中毒等が発生した場合に提供した食品を検査できるように、提供した食品の一部を検査用の食品として保存しておくものです。

1品あたり50gずつ未使用のビニール袋に入れ2週間冷凍庫で保存して下さい。(2週間経過した後は廃棄して下さい)

柏崎保健所 衛生環境課 TEL 0257-22-4180

緊急食品の製造を行うみなさんへ

やみくもに受注せず、受注量は慎重に検討してください。

製造能力を超える受注は、食中毒事故を引き起こす危険性があります。

作業場では清潔な服装を



ごはん、おかずを個々に盛り付ける場合は十分に冷ましてから。

また、収納(包装)する時には**におい、味などの異常**がないか数人で確認してください。

弁当には必ず表示をしてください。また、配送用のダンボール等にも『食品』である旨や調製時間、消費期限を記載してください。

また、日持ちしない食品である旨の**注意喚起表示**をしてください。

検査を保管してください。

弁当は種類ごとに1個ずつを冷凍庫で2週間保管。

弁当は盛り付け後**4時間以内**の喫食が原則です。

配送時間や配布時間を考慮し、配送先や到着時間などを十分に調整してください。

柏崎保健所 衛生環境課 TEL 0257-22-4180

食中毒に注意しましょう

食中毒が起きるのは、夏の暑い時期だけと思いませんか？

食中毒は一年をとおして発生します。

特にこれからは、ノロウイルスによる食中毒が発生しやすい時期でもあります。

寒いから大丈夫と油断せず十分に注意しましょう！！

最も大事なことは 手洗い！

食事の前、トイレの後は、手をよく洗い、備えつけのアルコールスプレーで消毒をしましょう。
ノロウイルス対策にも手洗いは重要です。



食品には食べられる期限が決まっています！

配給された食品はいつまで食べられるかを確認してから食べてください。また、期限の過ぎた食品は、もったいないようですが、食べないようにしてください。



臭いなどに異常がないか確認して食べましょう！

配布する時に異常がないか確認していますが、弁当などは保存状態によっては傷みやすくなります。少しでもおかしいな、と思ったら避難所スタッフまで申し出てください。



柏崎保健所 衛生環境課 TEL 0257-22-4180

配給食品の保管について

気温が高くなり、食品が傷みやすい環境です。

被災者に対する生活支援の一環として、弁当など食品が配布されていますが、食品は生活用品のような支援物資と違い、不適切な取扱いによっては**食中毒事故**を引き起こす危険性があります。

食品受入時のポイント

1. 賞味期限のわからない食品は受け入れない。
2. 検品してから、受入日時と賞味期限を外箱のダンボール等にマジックで目立つように記入し、先入れ先出しを徹底する。
3. 食品は他の支援物資と別にして管理する。
4. 被災者の方には、涼しい場所に保管して、できるだけ早めに食べきり、次の食事にまわさないよう周知してください。



食品は直射日光を避けて
涼しいところに保管し、
できるだけ早く配布してください。

柏崎保健所 衛生環境課 TEL 0257-22-4180

配給食品の受入・配布時の注意点

被災者に対する生活支援の一環として、弁当など食品が配布されていますが、食品は生活用品のような支援物資と違い、不適切な取扱いによっては**食中毒事故**を引き起こす危険性があります。

以下の事項に留意して、別紙チェック表で確認してから配布してください。

食品受入時のポイント

1. 賞味期限のわからない食品は受け入れない。
2. 検品してから、受入日時と賞味期限を外箱のダンボール等にマジックで目立つように記入し、先入れ先出しを徹底する。
3. 食品は他の支援物資と別にして管理する。



食品配布時のポイント

1. ロット毎ににおい、外観、容器の破損などの異常がないか確認して、チェック表に記入してから配布する。
2. 傷みやすい食品（おにぎり等）は涼しい場所に保管して、できるだけ早めに配布する。
3. 被災者の方には、涼しい場所に保管して、できるだけ早めに食べきり、次の食事にまわさないよう周知してください。

柏崎保健所 衛生環境課 TEL 22-4180

地震により被害を受けた給食調理施設のみなさまへ

このたびの中越沖地震で被災された皆様には心より御見舞い申し上げます。

災害時における食中毒の発生を防ぐため、施設設備の安全点検を実施するとともに、調理従事者や食品の衛生管理に十分注意してください。

また、引き続き余震の発生が予想されます。片づけや作業中には十分気をつけてください。

調理従事者の健康管理

体調不良の方、下痢をしている方、手指にキズや化膿傷がある方は、食品や原材料に直接触れる作業に従事しないで下さい。

手洗いの励行

調理前やトイレの後はもちろん
原材料に触った後
盛り付け前

石けんと消毒薬(アルコール等)
を使用して手を洗いましょう。



調理器具の洗浄と消毒

調理器具は、使い分けを徹底し、洗浄と消毒を行ってください。

使用水の点検

しばらくの間は、特に使用前の水の点検（臭い、色、濁り、残留塩素濃度）を徹底して行ってください。

通常よりも定員が増えていることへの対応

過重な調理とならないように、調理内容、作業方法を工夫する等、衛生管理面を徹底して食品の安全確保をはかってください。

お問い合わせ

*8月10日までは、19時まで相談窓口を開設しています。
ご相談ください。

柏崎地域振興局健康福祉部衛生環境課（柏崎保健所）
電話：22-4180 FAX：22-4190

地震により被害を受けた給食調理施設のみなさまへ

このたびの中越沖地震で被災された皆様には心より御見舞い申し上げます。

災害時における食中毒の発生を防ぐため、施設設備の安全点検を実施するとともに、調理従事者や食品の衛生管理に十分注意してください。

また、引き続き余震の発生が予想されます。片づけや作業中には十分気をつけてください。

調理従事者の健康管理

体調不良の方、下痢をしている方、手指にキズや化膿傷がある方は、食品や原材料に直接触れる作業に従事しないで下さい。

手洗いの励行

調理前やトイレの後はもちろん
原材料に触った後
盛り付け前

石けんと消毒薬(アルコール等)
を使用して手を洗いましょう。



調理器具の洗浄と消毒

調理器具は、使い分けを徹底し、洗浄と消毒を行ってください。

使用水の点検

貯水槽を設置している場合は・・・

・破損等による外部からの汚染がないことを確認してください。

（特に地下式貯水槽の場合は周辺の汚水槽等から汚染を受ける危険があります）

◎しばらくの間は、特に使用前の水の点検（臭い、色、濁り、残留塩素濃度）を徹底して行ってください。

お問い合わせ

*8月10日までは、19時まで相談窓口を開設しています。
ご相談ください。

柏崎地域振興局健康福祉部衛生環境課（柏崎保健所）
電話：22-4180 FAX：22-4190

避難所館内

食中毒予防啓発用 放送原稿例

(夏) 館内の気温が___℃と高くなっています。食中毒が起こりやすい時期になりましたので、みなさん十分に気をつけてください。

(冬) 気温が低くなりましたが、これからはウイルスによる食中毒が起こりやすい季節です。寒いから大丈夫と安心せずに、十分に気をつけてください。

- 配られた食べ物は、早めに食べていただき、残ったものは危険ですので、思い切って捨てるようにして下さい。
- いつまで食べられるか、表示をよく確認して下さい。
- 食事の前やトイレの後は、必ず手をよく洗って、備え付けのある消毒スプレーをして下さい。

(共通)

避難所内で、風邪のような症状の方が多くなってきています。風邪を予防するために

- うがいをこまめにしましょう。
- 食事の前、トイレの後は手洗いと手の消毒をしましょう。
- もし具合が悪くなって、吐かれた場合は、自分で片づけずに _____ までお知らせください

住民のみなさまへ

慣れない環境の中で病気（特にかぜなど）にならないよう、十分に気を付けましょう。

- **手洗い・うがい**
 - ・流水（ペットボトルのお茶等でもよいです）で石けんを使って、手洗いをしっかり行いましょう。できなければ、おしぼり等を使用しましょう。
 - ① 食事をする前 ② トイレの後 ③ 外から帰った後
 - ・うがいをしっかり行いましょう。
- **たべもの・水**
 - ・鮮度に注意しましょう。停電した冷蔵庫に入っていた要冷蔵食品は食べないようにしましょう。
 - ・前日の食べ残しや少しあやしいものは捨てましょう。
 - ・生水を避け、衛生管理の行き届いた水を飲んでください。
- **エコノミー症候群**
 - ・食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、脳卒中や心臓発作などを誘発する恐れがあります。できるだけ体を動かし、十分に水分を取りましょう。
- **二酸化炭素中毒**
 - ・車などの狭い空間で暖房を使用し長時間過すと、二酸化炭素中毒になり、意識障害や心臓障害を来す恐れがあるので、定期的に換気しましょう。

◎ 具合の悪い時は早めにご相談下さい。

地震により被害を受けた給食調理施設のみなさまへ

このたびの中越沖地震で被災された皆様には心より御見舞い申し上げます。災害時における食中毒の発生を防ぐため、施設設備の安全点検を実施するとともに、調理従事者や食品の衛生管理に十分注意してください。また、引き続き余震の発生が予想されます。片づけや作業中には十分気をつけてください。

調理従事者の健康管理

体調不良の方、下痢をしている方、手指にキズや化膿傷がある方は、食品や原材料に直接触れる作業に従事しないで下さい。

手洗いの励行

調理前やトイレの後はもちろん
原材料に触った後
盛り付け前

石けんと消毒薬(アルコール等)を使用して手を洗いましょう。



調理器具の洗浄と消毒

調理器具は、使い分けを徹底し、洗浄と消毒を行ってください。

使用水の点検

しばらくの間は、特に使用前の水の点検（臭い、色、濁り、残留塩素濃度）を徹底して行ってください。



5S は、食品衛生の基本です！
日常の衛生管理を再確認しましょう。

柏崎地域振興局健康福祉部衛生環境課（柏崎保健所）
電話：22-4180 FAX：22-4190

嘔吐物の処理マニュアル

1. 処理をする人はマスク、使い捨て手袋を着用する。
2. ペーパータオルや新聞紙等で、嘔吐物を広がらないように集め、ビニール袋に入れて密封して廃棄する。
3. 汚染された場所にペーパータオルを敷き、次亜塩素酸ナトリウム消毒液(300~600ppm)をかけて浸しておく。
4. 15分間放置した後、廃棄する。
5. 使用したマスク、手袋を廃棄する。
6. 手洗いと消毒を必ず行う。



事前に準備しておくもの	消毒液の作り方
<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋 <input type="checkbox"/> ペーパータオル <input type="checkbox"/> ビニール袋 <input type="checkbox"/> 次亜塩素酸ナトリウム液	● 6%の次亜塩素酸ナトリウム液を用いて300ppmの消毒液を作る場合 ↓ 原液を水で200倍に薄める (例) 10ml を水で薄めて2Lにする

柏崎保健所 衛生環境課 TEL 0257-22-4180

手をあらいましょう

～手あらいは 食中毒や感染症予防の基本です～

- 流水で手を洗いましょう。

空いたペットボトルまたはひしゃくに水を入れて、水を流しながら手洗いしましょう。



- 石けんを使いましょう。

- 手をふく時は、個人用のタオルを使いましょう。

- 水がない場合は、乾いたままの手をおしぼりやウエットティッシュ、消毒液でよくふきましよう。



◎食事の前
◎トイレの後
◎外から帰った後 には、必ず手を洗いましょう。

柏崎保健所 衛生環境課 TEL 22-4180

柏崎食品衛生協会 TEL 24-1346

エコノミークラス症候群に注意しましょう!!

車中で生活される方は、できるだけ避難所や旅館、テントに移りましょう。止むを得ず車中泊をされる方は、以下の予防方法を実践しましょう。

- 1 具合の悪い時は、早めに相談、受診してください。
胸の痛みや、片側の足の痛み・赤くなる・むくみがある方は早めに救護所や医療機関の医師に相談、受診してください。
- 2 弾性ストッキングの使用について
サイズがしっかり合った医療用の弾性ストッキングを使用しないと効果がありません。使用に当たっては、必ず医師に相談の上、適切な指導を受けましょう。ストッキングを着用したからといって、エコノミークラス症候群を必ずしも予防できるものではありません。下記の予防方法を実践しましょう。
- 3 予防方法
 - ① 定期的に体を動かしましょう。かかとの上げ下ろし運動、ふくらはぎを軽くもむなどしましょう（下図を参考にしてください）。
 - ② 十分に水分をとりましょう。
 - ③ アルコール、コーヒーなどは避けてください。利尿作用があり、飲んだ以上に水分となって体外に出てしまいます。
 - ④ できるだけゆったりとした服を着ましょう。
 - ⑤ 禁煙しましょう。

●予防のための足の運動



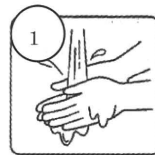
●エコノミークラス症候群とは
食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座って足が動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり（血栓）が足から肺や脳、心臓に及び、血管を詰まらせ肺塞栓や脳卒中、心臓発作などを誘発する恐れがあります。この症状をエコノミークラス症候群と呼んでいます。

新潟県・新潟県医師会

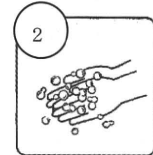
て あら 手を洗いましょう

てあら かんせんしょうぼうし きほん
～手洗いは感染症防止の基本です～

- 流水で手を洗いましょう。
空いたペットボトル又はひしゃくに水を入れ、水を流しながら手洗いをしましょう。
- 石けんを使いましょう。
- 手をふく時は、個人用のタオルを使いましょう。
- 水がない場合は、乾いたままの手をおしぼりやウエットティッシュ、消毒液でよくふきましよう。



1 手を水で濡らす



2 石けんをつける



3 水ですすぐ

①食事をする前 ②トイレの後 ③外から帰った後

新潟県・柏崎市・刈羽村

飲み水に注意してください!!

井戸水、わき水、防火用水は、

きれいな水ではありません。

飲み水はペットボトルや給水車の水にしてください。

やむを得ない緊急の場合は、以下の点に注意してください。

水を飲む時の注意点

- 水道水以外の水には、細菌が多く含まれています。必ず煮沸してから飲んでください。
- 色の付いている水や濁り水は絶対に飲まないでください。



手洗い・消毒

- 手を洗った後は細菌を殺すためにアルコールスプレー等で消毒をしてください。
- 特に、調理前や食事前、トイレの後は消毒を心がけてください。

食器の使い方

- 水道水の出ないうちは、使い捨ての容器、わりばしを使ってください。
- 食器を使う場合は、食事することに食器にラップを敷いてください。食器を洗わずに食事することができます。

柏崎保健所 衛生環境課 TEL 0257-22-4180

やむを得ず車中で生活される場合は、次のことに気をつけてください。

○ エコノミークラス症候群

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり（血栓）が肺や脳、心臓にとび、血管を詰まらせ肺塞栓、脳卒中や心臓発作などを誘発する恐れがあります。

予防のためには、①とどき車の外に出て、軽い体操やストレッチ運動を行う、②十分にこまめに水分を取る、③アルコールを控える。できれば禁煙する、④ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない、⑤かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもむ、⑥眠るときは足をあげる、などを行います。

● 予防のための足の運動



○ 一酸化炭素中毒

車などの狭い空間で暖房を使用し長時間過ごす、一酸化炭素中毒になり、意識障害や心臓障害を来す恐れがあるので、定期的に換気しましょう。

◎ 具合の悪い時は早めに医療機関、避難所の看護師等にご相談下さい。

新潟県・新潟県医師会

車中で過ごされるみなさまへ

車中の生活では次のことに気をつけてください。

○ エコノミークラス症候群

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり（血栓）が肺や脳、心臓にとび、血管を詰まらせ肺塞栓、脳卒中や心臓発作などを誘発する恐れがあります。

予防のためには、①定期的に体を動かす、②十分に水分を取る、③かかとの上げ下ろし運動、ふくらはぎを軽くもむ、④眠るときは足をあげる、などを行います。

○ 一酸化炭素中毒

車などの狭い空間で暖房を使用し長時間過ごす、一酸化炭素中毒になり、意識障害や心臓障害を来す恐れがあるので、定期的に換気しましょう。

◎ 具合の悪い時は早めにご相談下さい。

新潟県・新潟県医師会

お口の中を清潔に保ちましょう。

慣れない環境の中では、抵抗力が弱まり、むし歯や歯周病、口内炎などが起こりやすくなります。特に、高齢の方では、口の中の汚れが原因で誤嚥性肺炎が起こる恐れがあります。お口の中を清潔に保つため、次のことに注意しましょう。

- 夜、寝る前には歯みがきをしましょう。
- 入れ歯もお手入れしましょう。
食後は、歯ブラシで丁寧に磨きましょう。入れ歯洗浄剤も効果的です。
- よく噛んで食べましょう。
唾液が十分に分泌され、口の中の汚れや細菌を洗い流します。
- 水分を十分にとりましょう。
- うがい薬も口の中を清潔に保つために効果があります。
- 気になる場所があれば、かかりつけの歯科医院に診てもらいましょう。

<子どもたちは次のことにも注意しましょう>

- きちんと生活リズムを整えましょう。
- 甘いおやつやお菓子のだらだら食べはやめましょう。
- むし歯予防のためキシリトールガムを噛むことも有効です。



新潟県

インフルエンザ 予防接種を 受けましょう

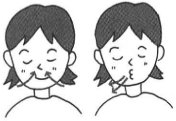
インフルエンザの予防には、予防接種が有効です。
特に高齢者の方は、肺炎等の合併症を併発し
重症化することもありますので、
積極的に予防接種を受けるようにしてください。

- インフルエンザは全身に症状が出る感染症です。
インフルエンザはインフルエンザウイルスにより引き起こされる呼吸器感染症で、普通の風邪とはまったく違う病気です。
インフルエンザの場合、40度近い高熱がでるなど全身に様々な症状があらわれます。近年は治療法も進歩していますので、風邪とは軽視しないで早めに医療機関を受診してください。
- インフルエンザは予防できます。
インフルエンザの予防には、予防接種が有効です。ワクチンを投与することで体内に抗体をつくり、病気にかかりにくくしたり、かかっても重くならないようにするのが予防接種です。
- インフルエンザ予防接種を希望される方は、かかりつけ医等と相談し、早めに受けるようにしてください。
- 接種場所、接種費用などについては、お住まいの市町村にお問い合わせください。

新潟県・新潟県医師会

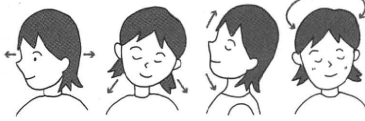
● お口の体操

①深呼吸



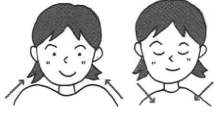
鼻から大きく息を吸って、ちょっと止めて、口をすぼめて吐く

②首の運動



1) 左右を向く 左→正面→右→正面 2) 左右に傾ける 左→正面→右→正面 3) 上下を向く 下→正面→上→正面 4) 回す 左回り→右回り

③肩の運動



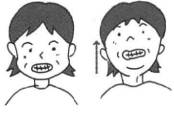
1) ゆっくり上げ、ストンと下ろす 2) 腕を回す 前回り→後回り

④頬の運動



1) 片方ずつ頬を膨らませる 左→右 2) 両方膨らませて両手をあて、ぶとつぶす

⑤顔の運動



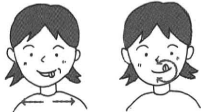
1) 口を尖らせて「ウー」 2) 口を横に広げて「イー」 3) 上を向いて口を横に広げて「イー」

⑥耳下腺マッサージ



両手を頬にあて、ゆっくり円を描くようにマッサージ 前回り→後回り

⑦舌の運動



1) 前に出す 2) 左右に動かす 3) 唇をゆっくりなめる

⑧発音

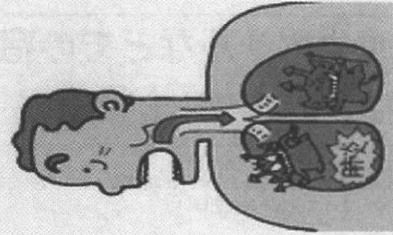


大きな声で、ゆっくりと口や舌を動かす 「ウ」「タ」「カ」「ラ」「ン」のたからもの

避難所での生活でもお口のお手入れは、必要なの？

阪神淡路大震災の後、避難所生活をされていた方で肺炎などで亡くなる方がたくさんいらっしゃったそうです。その中のなん割かの人は、お口のなかの汚れが原因の誤嚥性肺炎であったといわれ、元気をだす為にも口腔ケア（お口のお手入れ）が必要であったと指摘されています。

- 夜、寝る前には歯磨きをしましょう。
- 入れ歯の方もお手入れが必要です。
- うがいは何回もしましょう。
- 汚れた空気の所では、マスクをする様にしましょう



がんばれ 元気 新潟！！ 新潟県歯科医師会・柏崎市歯科医師会

『新潟県中越地震』における
救援や支援活動にたずさわっている方へ

援助者・支援者としての基本的な心構え

基本は、被害に遭われた方々の身体の安全確保と不安の軽減、それに合わせて心のケアが必要となります。

- よく耳を傾けましょう。
まずは、相手の気持ちを聞くことが大切です。安易な励ましや助言は禁物です。無理に聞き出すことや、安易な励まし・助言は禁物です。
- 相手の立場に立ち、共感をもって対応しましょう。
うなずいたり、返事をしたり、時には相手の言っていることを繰り返すことが大切です。
- 災害によるストレスについて正しい知識をもつことが必要です。
被害者にみられる情緒的な反応の多くは、「異常な状況に対する正常な反応」であることを被災者に伝えるようにすることが大切です。
- 必要に応じて専門家への橋渡しをします。
援助が必要な人を専門家に橋渡しをする重要な役割があります。
- 仲間と声をかけあい、自分の限界を知り、仲間と協力し合って活動しましょう。

援助者・支援者のためのこころの健康

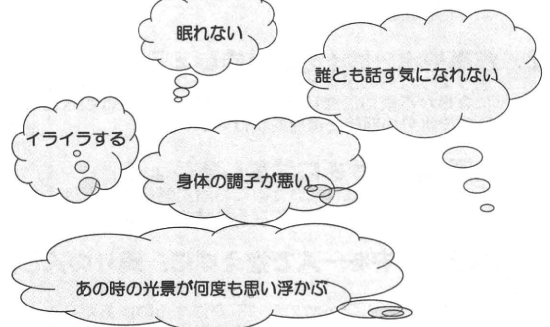
誰かのために働くことというのは、とても素晴らしいことです。しかし、そのことが気づかない間に自分自身に大きな負担をかけていることがあります。これは災害後の救援や支援活動においても同じことですが、支援者の受けるストレスは見過ごされがちです。

誰かのために働いて疲れを感じている方々、ここで一呼吸。明日に備えるためにも、かけがえのない自分を大切にすることを忘れないでください。

「 」の被害にあわれた方へ

こころのケアのために

◎ 事故・災害によるショックで、こころもケガをします。
こころがケガをすると、いろいろなことがおこります。



こんな症状のある方は、こころがケガをしているかもしれません。
少し話をして・・・こころの手当てをしませんか

こころのケアホットライン

フリーダイヤル

専用電話

毎日 (新潟ユニゾンプラザ「ハート館」内)

精神保健福祉センター職員及び臨床心理士会員が相談に応じます

新潟県精神保健福祉センター

避難されている住民のみなさまへ

旅館やホテルなどでの宿泊を受け入れます

県では、新潟県中越地震で、被災した市町村に居住している方々を対象に、以下のとおり宿泊施設を借り上げて、受け入れを行います。

- 対象
 - 1 高齢者(原則として65歳以上の方)
 - 2 障害者(原則として身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている方)
 - 3 未就園児
 - 4 妊婦
 - 5 上記に掲げる方の介護者及び市町村が必要と認めた方

- 宿泊場所

市町村の担当者が宿泊場所を割り振ります。

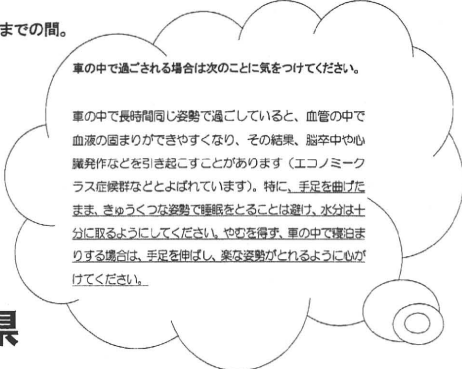
- 受け入れ期間

仮設住宅が完成するまでの間。

- 費用

無料です。

- 詳しくは市町村の災害対策本部まで



新潟県

こころと身体の健康のために

震災後、避難所での生活や、日常生活の困難、後片付けや今後の生活の心配のために、心身ともに疲れやすくなります。こころと身体の健康を保つために以下のことに注意しましょう。

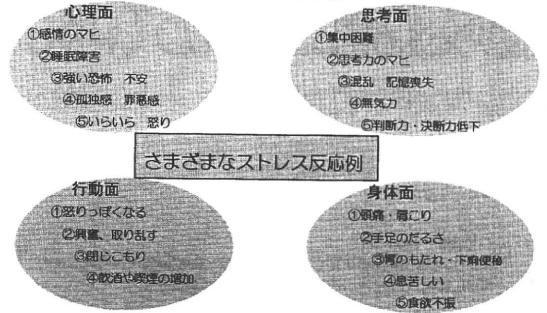
- 1. 休息をとみましょう**
眠れなかったり、やるべきことが多くてこころも身体も疲れます。するべきことは多いのですが、休息の時間を必ずとるようにしましょう。
- 2. 食事や水分は十分とみましょう**
思うようなものが食べられなかったり、普段と違う生活のために食事が不規則になりがちです。特に高齢者は脱水になりやすいので水分の補給を積極的に行いましょう。
- 3. お酒の飲みすぎに注意しましょう**
不安だったり、眠れないためにお酒に頼ることは避けましょう。続くとアルコール依存症になる危険があります。
- 4. 心配や不安を一人で抱えずに、周りの人と話しましょう**
震災のあと、心配が増えたり不安になるのはあたりまえのことです。一人で抱えこまずに家族や友人、近所の人、医療スタッフと話しましょう。気持ちが楽になります。
- 5. お互いに声をかけあいましょう**
特に、1人っきりの人、ぐあいの悪そうな人に声をかけましょう。なかなか自分から相談にはいけません。周りの人が気を付けてあげてください。みんなで助け合いましょう。

こころのケアホットライン
 フリーダイヤル 0120-913-600
 専用電話 025-281-5773
 新潟県精神保健福祉センター、新潟県臨床心理士会の心の専門家が相談に応じます。

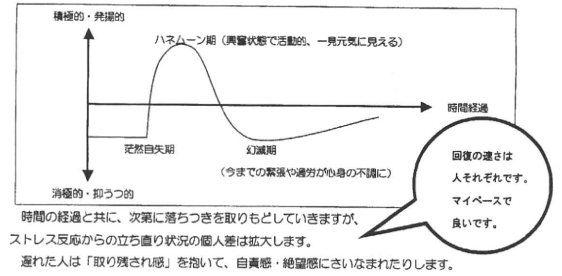
新潟県・新潟県医師会

被災(被害)後の状況

災害のように大変なストレスにさらされる極限状態においては、程度の差はあっても、誰でも次のようなさまざまな心身の反応や状況が現れます。



時間の経過と被災者の心の動き



「新潟県中越地震」

こころのケアホットライン (新潟県コソソプラザ『ハート壁』内)

フリーダイヤル 0120-913-600
 専用電話 025-281-5773
 受付時間 毎日 午前8時30分~午後10時

被災後のこころの健康に関する相談に、こころのケアの専門家が相談に応じます。

新潟県中越地震を体験した子どもの精神的ケアについて

新潟県児童相談所

お父さん、お母さんへ

- 大地震で大変な被害に遭われ、さらにいまだにきわめて不自由な生活を送られておられるご苦労を、心よりお察し申し上げます。
- 大人でも耐えつらいこのような体験は、子どもたちにもっと大きな痛手となっています。
- 被災によって心に傷を受けた子どもには、精神的なケアが必要です。子どもと接する場合には次のような点に気をつけてやってください。
- 1) 子どもに安心感を与えるように努力する。言葉だけでなく抱きしめたりするのよ。
 - 2) 子どもが悲しみや恐怖の感情を話そうなら、十分に聞いてやる。恐怖の体験を思い出して、パニックになっているようなら、災害時と今は違うということ子どもが理解できるように時間をかけて話す。
 - 3) 24時間、子どもを一人ぼっちにしない。
 - 4) 他の子どもとよく遊ばせる。
 - 5) 年齢によっては、手伝えることがあれば手伝いをさせ、自分が役に立つ存在として実感させる。

また、子どもが以下のような状態になり、それがいつまでも続くとか、段々ひどくなるようでしたら、ためらわずご相談ください。専門家が相談に応じます。

- 1) 突然不安になったり、興奮する。
 - 2) 突然現実でないようなことを言い出す。
 - 3) 必要以上におびえたり、敏感すぎる。
 - 4) 落ち着きがなくなったり、集中力がなくなる。
 - 5) 表情の動きが少なく、ボーっとしている。
 - 6) 引きこもって周りの人との関わりがなくなる。
 - 7) 眠らない。
 - 8) 繰り返し怖い夢を見る。
 - 9) 著しい赤ちゃんがえりがある。
 - 10) 自分が悪いからこんなことになったとか、あれこれ心配すぎる。
- 1) 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、頻尿、夜尿などの症状や体の一部が動かなくなったり、時には意識がなくなり倒れるなどの症状がある。



こころのケアホットライン

フリーダイヤル 0120-913-600
 専用電話 025-281-5773

受付時間 毎日 午前8時30分~午後10時

被災後のこころの健康に関する相談に、こころのケアの専門家が相談に応じます。

平成19年 能登半島地震 災害記録誌



Interview
the Governor

能登半島地震を振り返って

インタビュー：谷本正憲 石川県知事

平成19年3月25日(日)の能登半島地震発生から2年。
大きな打撃を受けた被災地は、復興へと着実に歩みを進めている。
谷本正憲石川県知事に地震発生時の状況や復興への思いを語ってもらった。

「早急な被災地入り」が対策を立てる源に

地震発生時のことは、今でも鮮明に覚えています。当日は公務があり、既に背広に着替えていました。知事公舎がひどく揺れたので、金沢が震源地だと思い、すぐにテレビをつけました。能登半島沖が震源地とテロップが出ていました。直感的に、金沢でこれほど揺れたのだから、能登では相当大きな被害が出たと思い、防災服に着替え、予定していた行事をキャンセルし、すぐに県庁に向かいました。

まず、地震の規模も何もわからないので、地震発生約1時間後の10時45分に災害対策本部員等の連絡会議を開き、各部署長に現状を把握するよう指示しました。11時過ぎに、自衛隊に災害派遣を要請し、12時半には災害対策本部を立ち上げ、本部会議を開催しました。

災害対策本部会議は、これから1か月間毎日開催し、すべての内容を報道陣に公開しました。公開することで、県民の皆さんに、一刻一刻と変わる被災地の状況と県の対応を正確に伝えることができたと思っています。

県庁6階の災害対策本部室の画面には、ヘリコプターが上空から撮影した被災地の様子が映し出されていましたが、上空からだ立体感がなく、被害の状況がわかりかねないのと、とにかく現場へ行かなくてはならないと思いました。

各部署長に指示を出す谷本知事=3月25日、石川県庁



そこで、消防防災ヘリコプターで能登空港へ行き、そこから輪島市内に入りました。市役所の周辺を見た限りでは、鳥居が倒れるなどの被害はあったけれども家屋が軒並み倒壊しているという状況には見えませんでした。そうか、思ったより被害は少なかつたのかと思いましたが、旧門前町の道下地区や、総持寺界隈へ足を踏み入れ、多くの家屋が倒壊している惨状を目の当たりにしました。

何箇所か避難所も回り、被災され九死に一生を得て避難された方々を見舞いました。ある避難所では、お年寄りがいきなり、私に抱きついてこられたんです。涙を流して「知事さん、よく来てくれた」と。非常に不安で心細い心境だったのです。そのお年寄りには言葉の掛けようもなかったのですが、「これから必要な食料と水は自衛隊にお願いしたので、心配ない」と申し上げるのが精一杯でした。

「二次的な犠牲者を出さない

翌日は、志賀町、穴水町に足を運びました。被災当日もそうでしたが、避難所を回って感じたのは、避難して来られたのはお年寄りが圧倒的に多いということです。

九死に一生を得て避難された方々の中から、避難所で二次的な犠牲者を出すということにはあってはなりません。まず、避難者の方々に対

する心身両面のケアに万全を期すため、医療体制をしっかりと整えなければならないと思いました。そこで、すべての避難所に、医師と看護師、保健師、臨床心理士などケアができるチームを派遣しました。

それから、一日も早く仮設住宅を建設する必要がありますかと思いましたが、避難所は共同生活で、全くプライバシーがありませんから、避難所ですべて生活していると、ストレスがたまり、そのことが犠牲者を生み出しかねないという懸念がありました。

およそ1か月後、10カ所に334戸分の仮設住宅が完成しました。仮設住宅では、ご自宅ほどではないにしても、避難所に比べたらはるかにプライバシーが守れる自由な生活になったと思います。しかし、過去の災害でも例があるように、仮設住宅では孤独死が起こり得るため、保健



避難所で寝付けられない被災者=3月25日、輪島市の門前会館

師を現地に常駐させ、毎日仮設住宅を巡回訪問し、入居者の心身のケアを行うとともに、何か異常があれば早い段階でそれをつかみ医療機関へつなぐようにしました。

「能登有料道路復旧に「知恵」絞る

3日には、和倉温泉に入りました。温泉旅館の社長さんたちに話を聞くと、「お客さんがぼたぼたり途絶え、予約もキャンセルが相次いでいる」、「大阪の旅行代理店はお客様に「和倉温泉へは行かない方がいい」「あそこは地震が起きるから危ない」と話している」ということでした。これが風評被害であり、そういう話が広がっていくと、和倉温泉が本当に壊滅してしまいます。「まず、営業再開にこぎ着け、正確な情報を全国に発信しよう。そのため、皆さんに食を食いしほって頑張ってもらいたい」と話しました。ちょうど1か月後に大型連休があり、「大型連休には、ぜひお客様に来てもらいたい」ということで全員の想いが一致しました。

その時に、「いくら温泉が営業再開しても、道路がないと危なくて行けない」ということになるので、能登有料道路の復旧を頼まりました。しかし、崩落している道路を元に戻すとすると1年かかるとのことであり、当時の土木部長にはとにかく「知恵を出せ」と指示しました。そこで、土木部が考え出したのは、四車線化をならんで確保していた用地も活用し早期に迂回路を整備し、暫定的に開通するとうのもでした。

地元建設業者の皆さんには夜もライトを点けて、文字どおり4月27日に迂回路を含め全線開通できました。和倉温泉も大型連休前にはほとんどの旅館が営業を再開しました。

このような指示を的確に行うことができたのは、何度も現場へ足を運んでいたからだだと思います。振り返ると、早い段階で被災地、そして避難所



倒壊した焼田=3月25日、
輪島市門前町下

を自分の目で確かめることができたのは、後の対応にとっては非常に良かったと思います。

「地域の絆」が被害拡大を食い止める

地震で全壊が約700戸、半壊が約1,700戸、合わせて約2,400戸の家屋が大きな被害を受けました。人的な被害では、庭で灯籠の下敷きになって亡くなられた方が1人おられますが、壊れた家屋の下敷きになって亡くなられた方は1人もおられませんでした。

その理由の1つとして、能登地域での隣近所の付き合いの濃密さ、つまり、隣近所が家族情報共有するなど「地域の絆」が深いことが考えられます。常日頃、ねんごろなお付き合いをしていた。だから地震が起きた後、それぞれの家族の安否確認が非常に早くできたというわけです。ある地域はわずか4時間で安否確認が完了しました。能登地域での普段からの隣近所の付き合いは、この地震の時には大変有効でした。ある意味、自主防災が機能したと言えるのではないのでしょうか。

ボランティアの橋渡し役が不足

地震の直後から、県内外から延べ1万6000人を超えるボランティアの皆さんが駆けつけてくださいました。地震では、同時多発的に、色々な分野で、様々な事が起こります。行政の力に

は限界があり、ボランティアの皆さんの力がなければ、これほどスムーズに復旧が進まなかったのではないかと思います。

なお、道路事情の良くない被災地にボランティアの方がマイカーで行くと、大渋滞を起こしかねず、物資の輸送などにも影響を与えかねないため、県ではボランティア輸送バスを運行しました。延べ約4,800人にご利用いただき、移動による混乱を避けることができたと思います。

反省点は、ボランティアと被災者の橋渡しをする人材、いわゆる「ボランティアコーディネーター」が不足していたことです。ボランティアによる支援体制をきっちと構築するためには、被災者のニーズを汲み上げ、ボランティアに合ったように採配をするボランティアコーディネーターが不可欠です。こうした点を踏まえ、ボランティアコーディネーターの数を現在の106人から165人に増やすなど養成に努めるとともに、資質・技能の向上を図っていくこととしています。

また、被災者にはボランティアの協力を迅速に求めるケースもありました。例えば、こんな話がありました。あるボランティアが家財道具の片付けを手伝おうとしたら、その家のおじいちゃん、おばあちゃんに断られたんです。理由を聞けば、「手伝ってもらっても、お茶の一杯もお菓子をいせない。気の毒な」と言う。いかにも能登



県防災担当(右)に改正される被災者生活再建支援法の趣意説明を受ける本部長=10月22日、内閣府

の人のしるしけれども、それではボランティアは活動できません。ただボランティアに来ていただければいいのではなく、ボランティア活動の理解促進が、まだまだ必要だと実感しました。

住宅、地場産業、風評被害対策を復興の柱に

順調に応復旧も進捗し、復旧から復興に軸足を移していくため、地震発生から1カ月後には、「復旧・復興本部」を設置し、本格的な復興段階に向けて全庁挙げて取り組みを強化しました。

そして、能登半島地震復興プランを策定し、

- ①生活の再建
- ②地場産業の復興
- ③風評被害の払拭

を柱に、全庁挙げて復興に取り組みました。

住宅再建の後押しに法改正求める

まず、生活の再建の根幹をなすのが住宅の再建です。仮設住宅はあくまで仮の住まいであり、壊れた家は再建していかねません。当時、住宅の再建を後押しする国の制度として「被災者生活再建支援法」がりましたが、住宅本体の建築費には支援金が使えない仕組みで、非常に使い勝手が悪かったです。そこで、この改正を国に強く求めたところ、住宅本体の建設費・補修費も対象となったほか、能登半

島地震の被災者にも適用されるなど、我々の要求が通った形で改正されたのは画期的なことでした。これに県独自の支援制度や、全国の皆さんからの義援金を充てて、最大で770万円の公的支援を受けることができる制度を創設しました。

県としても、自力で住宅再建したいという被災者の皆さんの思いが実現できる具体的な住宅再建のプランをお示しすることが重要であると考え、被災者の皆さんが少し頑張れば手が届く、低コストで良質な住宅である「能登ふるさとモデル住宅」を建設しました。このモデル住宅は、概ね1250万円に費用を抑えたもので、公的支援に加え、住宅金融支援機構からの借入れを合わせた、500万円程度の自己資金での再建が可能となります。

さらに、自己資金分についても、住宅金融支援機構の低利の融資制度をつくってもらいました。加えて、本来は、住む本人が申し込まなくてはならないが、被災者にはローン返済が難しいお年寄りが多かったので、同居しない子どもでも代わりに借りることができる「親孝行ローン」という制度を認めてもらいました。

こうした現実的なプランを提示して、住宅の再建を強力に後押しすることになりました。その結果、自力再建を希望される方々の住宅再建は順調に進んでいます。

家財道具の搬出を手伝うボランティア=4月1日、輪島市門前町下



完成済みの仮設住宅=4月15日、輪島市門前町



迂回路を敷いた全線で行き止まりになった能登有料道路=4月27日

能登地域は、高齢者が多いので、地震で家が倒壊したことを機に、子どもさんのところへ住もうかという人が出てきて、人口が激減するのではと、一時は心配したのも事実です。しかし、実際は、ほとんどの方が、生まれ育った地に住み続ける道を選ばれました。「地域への愛着」が非常に強いところだということを実感しました。

能登半島地震は不幸な出来事ではありましたが、能登の人々の「地域への愛着」、「地域の絆」の強さを確認できました。

地場産業の復興を支援

次に、地場産業の復興についてですが、能登においては、輪島塗や酒造業、商店街は地域経済を支える基盤ですから、何としても復興しなければいけないという思いがありました。そ

こで、国の理解も得て、300億円規模の「被災中小企業復興支援基金」を創設し、その運用益を活用して地場産業の復興を支援する仕組みを構築しました。

実は、こういう仕組みは能登半島地震で初めてつくられたんです。例えば、中越地震の際につくられた基金は、運用益の使い道が制約され、政府系資金の利子補給くらいしか使えなかった。しかし、能登半島地震では、復興のためならどういふ形でも使おうと、要件が大幅に緩和されました。観光キャンペーンなどのソフト面でも、酒蔵の復旧などのハード面でも、復興のためなら使い方は地元任せというの、国に頼らなくても大きな決断だったと思います。

いざいざにしても、今回の地震で素早く、かつ、機動的な対応が可能だったのは、国の対応が極めてスピーディーだったことも背景にあり、評価できることだと思います。

この基金も活用し、ほとんど全ての事業所で営業を再開するなど、地場産業の復興は着実に前進をしています。

風評被害の払拭に地元が一つに

最後に、風評被害の払拭についてです。能登地域は、地震前は年間700万人の方にお越しいただくなど、観光が基幹産業でしたが、地震の風評被害により観光客数が減少しました。

そこで、昨年7月から10にかけて、観光客を呼び戻すため、「能登ふるさと博」、「加賀四湯博」を開催しました。

「能登ふるさと博」は、従来は、キャンペーンを市町ごとにやっていたけれども、風評被害を払拭するため、これまでに例のない広域的な枠組みで全国にアピールしました。まさに、「能登は一つひとつ」から「能登は一つ」になったものと思います。別々にキャンペーンをするよりも、まとまって魅力を発信すれば多くの観光客を呼

び込むことができるのです。

加賀の温泉も、これまで4つの温泉地がしのぎを削っていたのが、この地震による風評被害を連携して払拭しようという動きとなり、「加賀四湯博」を生み出しました。連携し合うことは、その地域の魅力を高め、訪れたお客さんの評価を高めることにもつながるものと思います。

今後も、このような地元が一体となったイベントを継続して実施することを通して、風評被害の払拭に努めていきたいと考えています。

災害を教訓に安全・安心の確保一層の注力

本県は、能登半島地震の発生前は、全国でも最も有感地震が少ない県であり、災害の少ない安全・安心な地域であると言われていました。地震はいつどこで起こるか分からないものであり、今回の地震をしっかりと総括・検証し、得られた教訓を、今後の防災対策に活かしていくため、平成19年夏頃から半年ほどかけて、各分野の専門家からなる震災対策専門委員会と、地震の初期対応や復旧対策について検証いただき、昨年2月に、100項目にわたる今後推進すべき施策の大幅な提言いただきました。これを、昨年5月に県の地域防災計画に反映させましたが、重要なのは、計画を修正することではなく、いかに実践していくかということです。

現在、自主防災組織の育成や、新たに市町

の避難施設に指定された防災拠点施設等の耐震化、防災教育・訓練の充実強化などに鋭意取り組んでいるところです。昨年9月には、羽咋市でこの修正計画に基づいた最初の防災総合訓練を行いました。過去最多となる約2,500人の住民の皆さんに参加いただきました。実践的で質の高い訓練を行うことで、実際の災害において、初期対応の素早い対応が可能となります。そういう意味で、県民の皆さんにいざという時の行動を体験していただくことは重要であり、行政と県民がお互いに習熟を高めていくことが大事だと考えています。

県民の安全・安心の確保に万全を期すことは、県政の基本的な責務です。これからは、県民の皆さんの安全・安心の確保に一層力を注いでいきたいと思っています。

地震から2年が経過した現在、仮設住宅の入居率がピーク時の半分以下となり、今も入居されている方全員が今年5月頃までに再建された自宅などに入居される見込みです。また、被害の大きかった地場産業についても、ほとんど全ての事業所において営業を再開し、復興に向けて大きく前進しているものの、まだ道半ばです。被災地のニーズを汲み取りながら、「持続可能な能登の再生と創造」を目指し、一日も早い被災地の復興に全力を挙げていきたいと考えています。



被害を受けた風が再建され、観光客への高層展望を再開した道の駅=平成20年1月21日、輪島市河井町



能登ふるさと博のオープニングセレモニー=平成20年7月19日、輪島市交流センター

自主防災組織による救出訓練を実施した県防災総合訓練=平成20年9月7日、羽咋市



平成19年 能登半島地震 災害記録誌



はじめに

平成19年3月25日に発生した能登半島地震から2年が経過いたしました。この地震は、マグニチュード6.9、最大震度6強を記録し、死者1人、重軽傷者338人、住家が全壊686棟、半壊1,740棟を数えるなど、県政史上未曾有の大災害となりました。

被災地の皆さんの懸命な取り組み、国や県内外の自治体等のご協力、そして、全国からの1万6千人を超えるボランティアの皆様のお力添えや30億円を超える義援金などの温かいご支援のおかげで、道路などの社会インフラの復旧をほぼ終え、復興に向けて着実に前進しています。この場をお借りして御礼申し上げます。

今後とも、引き続き、被災地の多くの皆さんと想いを共有しながら、「持続可能な能登の再生と創造」を目指して、最善を尽くしてまいります。

また、能登半島地震をしっかりと検証し、その結果得られた教訓を風化させることなく、今後の防災対策に活かしていかなければなりません。

このため、平成19年8月に震災対策専門委員会を設置し、約半年をかけた能登半島地震の対応を様々な角度から検証していただき、今後推進すべき施策の大綱を取りまとめたいただきました。昨年5月に、この大綱を県地域防災計画に反映させ、現在、自主防災組織の育成や、新たに市町の避難施設に指定された防災拠点施設等の耐震化、防災教育・訓練の充実強化などに鋭意取り組んでいるところであり、今後とも一歩一歩着実に推進することとしております。

本誌は、能登半島地震災害の全貌を後世に伝えるとともに、貴重な教訓として今後活かすため、初動対応から応急・復旧対策、さらには復興に向けた取り組みなどを取りまとめたものであります。県内はもとより全国の行政関係者や防災関係者、一般の方々にも広くこの記録誌を読んでもいただき、今後の地震・災害対策の一助となれば幸いです。

最後に、本誌の編集にあたり、ご多忙のところご協力いただいた関係各位に深く感謝申し上げます。

平成21年3月 石川県知事 谷本正憲

CONTENTS

はじめに

知事インタビュー(能登半島地震を振り返って)・・・2

第1章 地震の概要

- 第1節 地震の概要・・・10
- 第2節 津波の状況・・・13
- 第3節 能登半島周辺での過去の地震・・・13

第2章 被害の概要

- 第1節 人的被害・・・20
- 第2節 住家被害・・・20
- 第3節 公共施設被害・・・21
 - 1 公共土木施設の被害状況・・・21
 - ① 概要・・・21
 - ② 道路・・・22
 - ③ 河川・ダム・・・23
 - ④ 砂防・・・23
 - ⑤ 港湾・・・24
 - ⑥ 公営住宅・・・25
 - 2 農林水産施設の被害状況・・・25
 - ① 概要・・・25
 - ② 農業関係・・・25
 - ③ 林業関係・・・27
 - ④ 水産業関係・・・27

3 社会福祉施設、医療施設などの被害状況・・・29

- ① 概要・・・29
- ② 社会福祉施設・・・29
- ③ 医療施設・・・30
- ④ 保健衛生施設など・・・30

4 学校、文化財などの被害状況・・・31

- ① 学校・・・31
- ② 文化財・・・31
- ③ その他・・・31

5 その他公共施設の被害状況・・・31

- ① 県の行政庁舎・・・31
- ② 石川県輪島漆芸美術館及び石川県七尾美術館・・・32
- ③ 七尾産業技術専門学校・・・32
- ④ 廃棄物処理施設・・・32
- ⑤ 自然公園施設・・・32
- ⑥ 金沢競馬場・・・32
- ⑦ 警察施設など・・・32

第4節 ライフラインの被害・・・32

1 電力施設の被害状況・・・32

- ① 停電の状況・・・32
- ② 発電施設の被害・・・32

2 上水道、下水道の被害状況・・・33

- ① 上水道・・・33
- ② 企業局送水関係施設・・・34
- ③ 下水道・・・34

3 電話の被害状況・・・34

- ① 電話の編成・・・34
- ② 固定電話・・・35
- ③ 携帯電話・・・35

4 LPガス、都市ガスなどの被害状況・・・35

- ① LPガス、都市ガスなど・・・35

② 金沢港石油基地	35
③ 七尾国家石油ガス備蓄基地、 液化ガスターミナル株式会社 七尾製造所	35
第5節 公共交通機関の被害	36
1 能登空港の被害状況	36
2 JRの被害状況	36
① 運行への影響	36
② 施設の被害	36
3 のと鉄道の被害状況	36
4 路線バスなどの被害状況	37
① 概要	37
② 高速バスへの影響	37
③ 一般路線バスへの影響	37
5 海上交通の被害状況	37
① 海上保安庁の対応	37
② 定期船の運行への影響	38
③ 灯台の被害	38
第6節 その他の被害	38
1 観光関係の被害状況	38
① 観光施設などの被害状況	38
② 宿泊施設の被害状況	38
2 商工業関係の被害状況	38
① 商工業関係の被害状況	38
② 雇用への影響	39
3 農作物などの被害状況	39
4 その他の被害状況	39
① 郵政サービスへの影響	39
② 石川県議会議員選挙関連施設	40

⑤ その他の活動	59
⑥ 防災功労者表彰	59
6 自衛隊・緊急消防援助隊への派遣要請及びこれらの部隊の活動内容	60
① 自衛隊	60
② 緊急消防援助隊	62
7 県消防防災ヘリコプターの活動内容	63
8 被災者の避難	64
① 被災者の避難状況	64
② 避難所の設置・運営	64
9 災害医療及び救急医療	65
① 医療救護活動の実績	65
② 医療救護活動全体の概要	65
③ その他の活動	66
10 危険物等に対する対策	67
① 県	67
② 消防	67
11 給水活動	68
12 食料及び生活必需品などの供給	69
13 ライフラインの復旧	69
① 電気	69
② 上水道	69
③ 下水道	70
④ 電話	71
⑤ ガス	71
14 災害救助法の適用	72
① 災害救助法の適用	72
② 災害救助費の清算	72
③ 災害救助の実施状況	72
第2節 国による初動対応	74
① 災害応急体制	74
② 政府現地連絡対策室の設置など	74

第7節 地震被害の特色	41
① 能登半島地震における被害の特色	41
② 被害が少なかった理由	41

第3章 初動対応

第1節 県災害対策本部の設置及び初動対応	46
1 初動体制の確立	46
① 地震発生直後の状況	46
② 職員の参集	46
2 県災害対策本部の設置及び災害対策本部員会議などの開催状況	46
① 災害対策本部員等連絡会議の開催	46
② 県災害対策本部などの設置	48
③ 第1回災害対策本部員会議の開催	48
④ 第2回災害対策本部員会議の開催	51
⑤ 3月26日以降の災害対策本部員会議の開催状況など	54
⑥ 危機管理体制の強化	55
⑦ 能登半島地震復旧・復興本部の設置に伴う対応	55
⑧ 県災害対策本部の解散	55
3 県現地災害対策本部の活動状況	56
① 県現地災害対策本部の設置及び活動	56
② 県現地災害対策本部の移設	56
③ 県現地災害対策本部の撤収	56
4 情報収集及び報道機関や一般国民などへの情報提供	56
① 情報収集	56
② 報道機関や市町などに対する情報提供	56
③ 一般国民などに対する情報提供	57
5 警察による災害警備活動など	57
① 災害警備体制の確立	57
② 関係機関との連携	58
③ 部隊の活動	58
④ 犯罪予防活動	59

③ 局地激甚災害の指定	74
④ 各府省庁などの対応	74

第3節 市町などによる初動対応

1 市町の初動対応	74
2 消防の活動	75
3 石川県消防広域応援隊の活動内容	75
① 石川県消防広域応援隊の編成について	75
② 主な活動	76
4 日本赤十字社の活動内容	76
① 概要	76
② 医療救護活動実績	77
③ 防災ボランティアの活動	77
④ 義援金の受付	77

第4章 応急・復旧対策

第1節 財政措置	82
第2節 公共施設などの応急・復旧対策	83
1 公共土木施設	83
① 県管理道路	83
② 能登有料道路・田鶴浜道路	85
③ 河川	87
④ 砂防	87
⑤ 港湾	89
2 農林水産関連施設	90
① 農業関係	90
② 林業関係	91
③ 水産業関係	93
④ その他の対応	94
3 社会福祉施設、医療施設など	95
① 社会福祉施設の復旧など	95

2 医療施設の復旧など	95
4 学校施設など	95
1 公立学校施設の復旧など	95
2 私立学校施設の復旧	96
3 文化財の復旧	96
第3節 被災者に対する支援	96
1 防疫・保健衛生活動、健康管理活動	96
1 災害用備蓄医薬品の配備	96
2 食品衛生の確保	97
3 健康管理チームの活動	97
4 食事管理(栄養管理)の活動	98
5 感染症対策	98
6 仮設住宅入居者への健康管理活動	99
7 被災者健康状況調査	99
8 「こころと体の元気教室」について	100
9 いしかわ長寿大学出前講座の開催	101
10 被災動物の保護	101
2 災害時要援護者の安全確保	101
1 高齢者	101
2 障害者	102
3 被災妊産婦へのケア	102
4 外国人の安否確認など	102
5 仮設住宅生活援助員の配置	103
3 心のケア活動	103
1 避難所などでの活動	103
2 仮設住宅入居者などへの活動	104
3 児童生徒の心のケア	104
4 いしかわ長寿大学出前講座「こころと体のじんび教室」の開催	105
4 災害廃棄物の処理	105
5 住宅の応急対策	106
1 応急危険度判定	106

3 「かんはれ能登!中越!」 ～地震に負けるなおいしい北陸～の開催	122
--------------------------------------	-----

第5節 その他の県の対応	122
1 国に対する要望など	122
1 政府調査団による被害状況調査	122
2 内閣府副大臣などによる被害状況調査など	122
3 国土交通大臣による被害状況調査など	123
4 衆議院災害対策特別委員会による被害状況調査など	123
5 内閣総理大臣への被害状況等説明及び要望	123
6 天皇皇后陛下への被災状況等の御説明	124
7 総務省副大臣及び消防庁長官による被害状況調査など	124
8 農林水産副大臣による被害状況等現地調査	124
9 内閣総理大臣による被災状況現地視察	124
2 災害対策本部地方部などの対応	124
1 概要	124
2 中能登総合事務所	124
3 東京事務所など	124
3 県議会の対応	124
1 被災地の視察及び要望活動など	124
2 議会における議議状況など	125
3 その他の活動状況	126
第6節 他の自治体からの応援	126
1 公共土木施設復旧への応援	126
2 被災建築物応急危険度判定などへの応援	126
第7節 感謝状の贈呈	126
1 目的	126
2 内容	127

2 住宅相談の実施	107
3 応急仮設住宅の設置	107
4 応急修理制度の運用の拡大	109
5 仮設住宅におけるコミュニティ形成支援	109
6 被災者に対する税・負担金などの減免措置	110
1 税の減免など	110
2 負担金、手数料などの減免	111
3 授業料の減免など	111
7 被災者生活再建支援制度	112
1 改正前の被災者生活再建支援法による国制度の内容及び課題	112
2 被災者生活再建支援に向けた県の取り組みと国制度の改正	112
3 制度の説明会及び支給実績	114
8 その他の被災者生活再建支援	116
1 災害弔慰金など	116
2 生活福祉資金	116
3 母子寡婦福祉資金	116
9 防災証明発行への支援	117
1 県による研修会の開催	117
2 県・市職員の派遣	117

第4節 産業に対する各種支援	118
1 応急金融対策	118
1 関係機関への協力要請など	118
2 金融支援	118
3 再建相談センター窓口の設置	118
4 専門家派遣	119
2 風評被害対策、観光キャンペーンなど	119
1 「ようこそ能登」観光キャンペーン	119
2 「ほっと石川」観光キャンペーン	120
3 農林水産業に対する支援策	121
1 農林水産関係の各相談窓口などの設置	121
2 営農支援	122

第5章 ボランティア活動	
1 ボランティア活動の概要	132
2 県災害対策ボランティア本部	132
1 災害ボランティアコーディネーターなどの派遣	132
2 ホームページなどによるボランティア募集	132
3 災害ボランティア活動への支援	133
3 災害対策ボランティア現地本部	133
1 輪島市災害ボランティアセンター	133
2 穴水町災害対策ボランティア現地本部	134
4 主な災害ボランティア活動	135
5 各機関などによる災害ボランティア活動	135
1 高校生及び教職員などの活動	135
2 各種団体などの活動	136

第6章 義援金・救護物資の状況	
1 義援金の受付状況	138
2 義援金の配分状況	138
1 配分委員会の設置	138
2 第1回配分委員会の開催	138
3 第2回配分委員会の開催	139
4 配分額	139
3 救護物資の受付状況	139
4 自治体などからの災害見舞金の受入状況	140

第7章 教訓を活かした防災対策の推進	
1 震災対策専門委員会による検証	142
1 震災対策専門委員会の設置	142
2 施策大綱の取りまとめ	142
3 施策大綱の概要	142
2 県地域防災計画の見直し	143